

平成 23 年 5 月 20 日

（仮称）流山市街づくり条例のイメージ

※これまでの議論や意見に基づいて作成したイメージです

- ①流山市は、都心に近い都市であり市街化の圧力が高い街である一方、緑地、農地などの「みどり」が豊かな中の良好な住宅地として形成されてきている、という特性を持っている。
- ②これまで市は、グリーンチェーン戦略の推進、北部の良好な住宅団地の誘導、都市基盤整備、TX 沿線整備による新しい拠点づくり、企業立地に取り組んできた。また、市民による「みどり」の保全活動、住宅地の環境保全の活動も活発に取り組まれてきた。
- ③市街地形成上の課題としては、ア) 緑地が広がる地域や低層な住宅地における高層建築物等の大規模建築物の立地による周辺環境との不整合、イ) 良好な戸建て住宅団地の居住環境の維持保全、ウ) 宅地化等による緑地の減少、エ) 中心市街地の活性化、生活基盤施設未整備地区の整備等が挙げられる。
- ④今後、「都心から一番近い森のまち」を目指して、また民間活力を有効に活用し魅力あるブランド力を発揮した持続可能な都市づくりが必要であり、その際に、ア) 緑の基本計画（グリーンチェーン戦略等）の推進、イ) 環境に配慮した良好な建築物の誘導、ウ) 既存市街地や未整備地区の生活基盤整備、エ) 住民による身近な地区街づくり、オ) 市と市民との協働、市民同士の協働によるまちづくりが求められている。

